

16. 久留米市貯水槽水道に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市水道条例(昭和35年久留米市条例第13号。以下「条例」という。)及び久留米市水道条例施行規程(昭和44年久留米市企業管理規程第13号。以下「規程」という。)に定める貯水槽水道に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 貯水槽水道

水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。

(2) 簡易専用水道

法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。

(3) 小規模貯水槽水道

条例第35条の3第2項に定める小規模貯水槽水道をいう。

(4) 設置者

貯水槽水道の所有権を有するもの又は管理権限を有する者をいう。

(5) 貯水槽

貯水槽、高置水槽、圧力水槽等をいう。

(6) 衛生行政

久留米市役所健康福祉部保健所衛生対策課をいう。

(小規模貯水槽水道の管理の状況に関する検査)

第3条 規程第15条の2第2項に規定する管理者が認めるものは、別表に掲げるものとする。

(貯水槽水道の設置状況の把握)

第4条 管理者は、貯水槽水道を設置し、変更し、又は廃止しようとする者に対し、貯水槽水道設置・変更・廃止届(第1号様式)の提出を求め、給水区域内の貯水槽水道の設置状況の把握に努めなければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出及び条例第35条の3第3項の規定による設置者からの報告により、貯水槽水道管理台帳を整備するものとする。

(設置者に対する指導)

第5条 設置者が条例第35条の3に規定する措置等を行わないと認める場合において行政指導を行うときは、当該設置者から事情を聴取し、又は現地の状況を確認しなけれ

ばならない。

- 2 行政指導は、設置者（その代理人を含む。）の立会いを求めた上で、現地において行うことを原則とする。
- 3 行政指導は、貯水槽水道現地調査指導票（第2号様式）を作成し、それを設置者（その代理人を含む。）に交付することにより行わなければならない。
- 4 行政指導を行ったときは、その内容等を遅滞なく管理者に報告しなければならない。
- 5 管理者は、行政指導の結果、必要があると認めるときは、条例第35条の2第1項の規定に基づき設置者に改善を求める勧告を行うものとする。
- 6 行政指導を行おうとする場合において、設置者から事情を聴取し、若しくは現地の状況を確認することができないとき、又は前項の勧告を行った後もなお、改善が認められないときは、管理者は、衛生行政に対し、設置者への指導を行うよう要請を行うとともに、その状況を改善するために必要な措置を講じなければならない。

（異常発生時の措置）

第6条 管理者は、貯水槽水道の設置者に対し、貯水槽水道に異常があったときは、直ちにその旨を報告するよう指導するものとする。

- 2 管理者は、前項の報告があったときは、当該設置者に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指導するものとする。
 - (1) ただちに給水を停止し、当該貯水槽水道の利用者にその水を利用することが危険であることを周知すること。
 - (2) 速やかに汚染の原因を除き、当該貯水槽水道の復旧を図ること。
 - (3) 給水停止等の措置をとった場合は、代替水の確保に努めること。
 - (4) 当該貯水槽水道が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確保してから、給水を開始すること。
- 3 管理者は、第1項の報告があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 前項の規程により、当該貯水槽水道の設置者を指導すること。
 - (2) 報告の内容を正確に把握すること。
 - (3) 報告の内容及びその処理状況を衛生行政に連絡し、汚染調査、設置者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにすること。

（貯水槽水道の利用者に対する情報提供）

第7条 管理者は、貯水槽水道利用者から水質等についての相談があった場合は、速やかに必要な調査を行い、その調査結果のうち必要な情報を利用者提供するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定による調査の結果、水質的な異常や施設に問題があると認める場合には、第5条の規定により設置者に対する指導を行うものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

別表

久留米市水道条例施行規程第15条の2第2項に規定する管理者が認めたもの

水道法第20条第3項の規定による厚生労働大臣の指定機関

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第4号の登録を受けたもの
